

令和4年12月19日

清瀬市長 澁谷 桂司 殿

清瀬市まちづくり委員会

委員長 菊谷 隆

清瀬市まちづくり基本条例の運用状況に関する提言

標記につきまして、清瀬市まちづくり基本条例第9条2号の規定に基づき、令和3年度の清瀬市まちづくり基本条例の運用状況を調査いたしましたので、その結果とそれに対する清瀬市まちづくり委員会の評価を付して下記のとおり提言いたします。

記

【今回の調査結果に対するまちづくり委員会の評価（意見）】

「手をつなぎ、心をつむぐ、みどりの清瀬」の実現へ向けて、市民・地域と行政がパートナーシップを確立していくことが重要であり、今後のまちづくりに市民活動が担う役割は大きく、附属機関の役割にも欠かせないものとなっております。

しかしながら、今般の調査で附属機関における市民との協働がやや形骸化しているのではないかという課題が明らかになりました。最も危惧されるのは公募委員が参加する機会が限られており、附属機関の6割で公募委員が募集されていないことです。非公開の附属機関が多いこととも相俟って、市民との協働機会が必ずしも十分ではないと考えます。

地方自治の担い手として市民と行政との協働によるまちづくりは重要であり、市民が持てる力を存分に発揮し地域社会の一員として、自覚と責任を持って、まちづくりという市政に積極的に参加できる機会を充実させることが必要と当委員会では考えます。

本報告を参考に、更なる市民と行政の協働が推進されることを期待いたします。

【令和3年度まちづくり基本条例に関する運用状況調査報告に関する評価】

清瀬市まちづくり基本条例が適切に運用されているか審議を行うため「まちづくり基本条例に関する運用状況調査」を実施しました。

この調査結果に対する評価は以下のとおりです。各項目に対する個別の評価については別紙資料「まちづくり基本条例に関する運用状況調査報告」をご参照ください。

1 附属機関の状況（条例第10条関係）

評価できる点

- (1) 公募委員における女性委員の割合は平均でほぼ半数となっており、まちづくり基本条例の基準である「公募委員は男女同数が原則」を満たしているといえる。

改善を要する点

- (1) まちづくり基本条例（第10条）にて公募委員を加えることが努力目標とされているものの、公募委員の参加がないものが6割である。専門委員に加え一般市民からの公募委員を参加させる意義について再確認し、附属機関の性質を考慮しながら公募委員が参加する附属機関を増やすことが望まれる。
- (2) 公募委員が参加している附属機関において、公募委員が少ないものが多く見受けられる。可能な限り公募委員数を増やす努力を求めたい。
- (3) 附属機関の委員長は男性が85%を占めている。基準はないものの、男女平等の観点から女性委員長の増加が望ましいと考える。
- (4) まちづくり基本条例（第10条）にて公開が原則であるにもかかわらず、非公開の附属機関の数が約4割ある。附属機関の性質を考慮しながら可能な限り公開するべきと考える。
- (5) 公開されているにもかかわらず事前の開催周知がなされていないものが多い。（約2割）。規則等に規定がないことが主な理由であることから、適宜規則等の見直しが求められる。
- (6) 会議録を公表していない附属機関がある。会議録の公表について規則等の規定がないものについては規則等の見直し、明確な理由がなく公表されていないものについては是正が求められる。

2 基本計画の市民参画について（条例第8条関係）

- (1) 基本計画策定の事前公表がなされていないものが4計画、市民参画がなされていない計画が3計画あった。事前公表、多様な市民参加の工夫はまちづくり条例第8条に規定されているところであり、改善が求められる。
- (2) 策定した計画案の公表、市民意見の聴取、意見への対応の説明（公表）はすべての計画で行われている。
- (3) 市民の意見に対応して計画を修正したものは5件、修正なしが2件であった。ただし、計画修正がされたものについても、更なる説明、修正を求める声がまちづくり委員会に提出された市民提案により確認されていることに留意すべきである。
- (4) 事前公表、計画案の公表をSNSで、市民説明会の公表をYouTubeで実施したものがあり、このような市民が手軽に視聴可能な媒体の利用は今後も推進されるべきと思われる。

3 事業への市民参画（条例第4条関係）

企画・実施・評価の各過程に市民が参画した（する）まちづくり事業（令和3年度実施済み及び令和4年度実施予定）は13事業であった。（資料の表11）
下記の市民活動団体などに対する市の支援27件を加えると、計40件である。
第4次清瀬市長期総合計画・実行計画の目標（※）を達成するには更なる努力が必要と思われる。

※「協働で提供されている行政サービスの数」における令和7年度の目標値は65件

4 市民活動への支援（条例第11条関係）

市民活動団体などに対する市の支援事業は27件であった。（資料の表12）
市民活動、ボランティア活動に市民が積極的に参加できるよう、活動の実態を勘案しながら継続的な支援を求める。

以上

まちづくり基本条例に関する運用状況調査報告

清瀬市まちづくり基本条例（平成 14 年 9 月 27 日条例第 26 号。以下「条例」という）第 9 条第 2 項に基づく審議を行うため下記のとおり調査を実施した。

記

1 調査対象

令和 3 年度において会議の開催等に係らず、地方自治法地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に規定された附属機関を設置している部署

2 調査内容

- （１）条例第 10 条 附属機関の構成等
- （２）条例第 8 条 基本構想等への参画
- （３）条例第 4 条 市の責務
- （４）条例第 11 条 市民活動の支援

3 調査期間

- （１）令和 4 年 9 月 6 日（月）～16 日（金）
- （２）令和 4 年 10 月 14 日（金）～19 日（水）
条例第 8 条関係 計画策定に係る委員会の開催について
- （３）令和 4 年 10 月 28 日（金）～11 月 4 日（金）
条例第 10 条関係 附属機関の公募委員に関する追加調査

4 評価対象

附属機関 42 機関、策定委員会 7 委員会を調査対象とした。そのうち、会議の開催がなく、委員を任命または委嘱していない機関（表 1 「附属機関一覧」のうちの色がついた機関）を除く 37 機関を分析対象とした。

5 評価方法

条例の規定に基づき、適正に運用されている機関の割合を参考に各調査項目について評価した。

【表 1】 附属機関一覧

原 No.	修 No.	①附属機関等 の名称	②設置 年度	③設置根拠 法規の名称	④設置根拠 の区分 ※要綱設置	⑤開催回 数(回) ※書面開	⑥公開・非 公開の別	⑦委員数(令和4 全委員 公募委 員(内	課名	課No.	
付 属 機 関 等	1	清瀬市長期総合計画策定審議会	S47	清瀬市長期総合計画策定審議会条例	条例	0			未来創造課	1	
	2	1 清瀬市まちづくり委員会	H15	清瀬市まちづくり基本条例	条例	3	公開	20	20	シティプロモーション課	2
	3	2 清瀬市史編さん委員会	H26	清瀬市附属機関の設置に関する条例	条例	2	公開	12	3	シティプロモーション課	2
	4	3 清瀬市郷土博物館協議会	S60	清瀬市郷土博物館条例	条例	1	非公開	6	0	シティプロモーション課	2
	5	4 清瀬市文化財保護審議会	S51	清瀬市文化財保護条例	条例	1	公開	6	0	シティプロモーション課	2
	6	清瀬市補助金適正化検討委員会	H15	清瀬市附属機関の設置に関する条例	条例	0			財政課	3	
	7	清瀬市使用料審議会	S51	清瀬市使用料審議会条例	条例	0			財政課	3	
	8	5 清瀬市男女平等推進委員会	H19	清瀬市男女平等推進条例	条例	4	公開	12	6	男女共同参画センター	4
	9	清瀬市苦情処理委員	H19	清瀬市男女平等推進条例	条例	0	非公開	2	0	男女共同参画センター	4
	10	6 行政不服審査会	H28	清瀬市行政不服審査会の設置及び運営に関する条例	条例	0	非公開	5	0	総務課	5
	11	7 情報公開・個人情報保護審議会	H13	清瀬市情報公開条例	条例	2	非公開	5	0	総務課	5
	12	8 オンブズパーソン	H16	清瀬市オンブズパーソン条例	条例	2	非公開	2	0	総務課	5
	13	9 生活安全対策協議会	H15	清瀬市安全安心なまちづくり	条例	1	公開	10	4	防災防犯課	9
	14	10 清瀬市防災会議	S38	清瀬市防災会議条例	条例	1	公開	25	0	防災防犯課	9
	15	11 清瀬市国民保護協議会	H17	清瀬市国民保護協議会条例	条例	1	公開	18	0	防災防犯課	9
	16	12 清瀬市特定空家等判定委員会	R2	清瀬市特定空家等判定委員会条例	条例	1	公開	9	0	防災防犯課	9
	17	13 清瀬市環境審議会	H18	清瀬環境基本条例	条例	2	公開	12	4	環境課	13
	18	14 清瀬市廃棄物減量等推進審議会	H10	清瀬市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	条例	4	公開	13	3	環境課	13
	19	15 農業委員会候補者評価委員会	H3	清瀬市農業委員会委員候補者評価委員会運営要綱	条例	1	非公開	6	0	産業振興課	14
	20	16 清瀬市認定農業者等審査会	H19	清瀬市認定農業者等審査会運営要綱		1	非公開	6	0	産業振興課	14
	21	17 清瀬市地域福祉推進協議会	H6	清瀬市附属機関の設置に関する条例	条例	1	公開	12	2	福祉総務課	15
	22	18 清瀬市地域自立支援協議会	H19	障害者総合支援法	法律	2	公開	13	0	障害福祉課	17
	23	19 清瀬市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会	H23	障害者基本法及び障害者総合支援法	法律	0				障害福祉課	17
	24	20 清瀬市子ども・子育て会議	H25	清瀬市子ども・子育て会議設置条例	条例	1	公開	12	3	子育て支援課	18
	25	21 清瀬市健康センター運営協議会委員	H1	清瀬市健康センター条例	条例	0	非公開	10	0	健康推進課	20
	26	22 清瀬市国民健康保険運営協議会委員	S35	国民健康保険法	条例	5	公開	15	0	保険年金課	21
	27	23 高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)評価策定委員会	H10	清瀬市附属機関の設置に関する条例	条例	1	公開	16	4	介護保険課	22
	28	24 清瀬市介護認定審査会	H11	介護保険法	法律	86	非公開	27	0	介護保険課	22
	29	25 清瀬市都市計画審議会	S32	都市計画法	法律	2	公開	13	0	都市計画課	23
	30	26 清瀬市財産審議会	S39	清瀬市財産審議会条例	条例	1	非公開	6	0	都市計画課	23
	31	清瀬市住居表示審議会	S38	清瀬市住居表示審議会条例	条例	0				都市計画課	23
	32	27 清瀬市地域公共交通会議	H19	清瀬市地域公共交通会議運営要綱	条例	0	公開	11	2	道路交通課	24
	33	28 みどりの環境保全審議会	H18	清瀬市みどりの環境をつくる条例	条例	0	非公開	8	4	水と緑と公園課	25
	34	29 清瀬市就学支援委員会	H31	清瀬市附属機関の設置に関する条例	条例	10	非公開	27	0	教育指導課	28
35	清瀬市特別支援教育推進計画評価・検討委員会	R2	清瀬市附属機関の設置に関する条例	条例	0		0		教育指導課	28	
36	30 清瀬市社会教育委員の会議	H18	清瀬市社会教育委員条例	条例	6	公開	7	0	生涯学習スポーツ課	29	
37	31 清瀬市学校運営協議会	R4	清瀬市学校運営協議会規則	条例	5	公開	10	0	生涯学習スポーツ課	29	
38	32 清瀬市青少年問題協議会	S38	清瀬市青少年問題協議会条例	条例	2	公開	8	0	生涯学習スポーツ課	29	
39	33 清瀬市スポーツ推進委員	S37	清瀬市スポーツ推進委員の設置及び職務等に関する条例	条例	12	公開	13	7	生涯学習スポーツ課	29	
40	34 清瀬市青少年委員	S31	清瀬市青少年委員の設置及び職務等に関する条例	条例	6	公開	8	8	生涯学習スポーツ課	29	
41	35 清瀬市立図書館協議会	H24	清瀬市立図書館設置条例	条例	1	非公開	6	0	図書館	30	
42	清瀬市子供読書活動推進計画検討委員会	H19	子どもの読書活動の推進に関する法律	法律	0				図書館	30	
策 定 委 員 会	43	瀬駅南口児童館・中央図書館等複合施設及び中央公園整備基本計画	R3	清瀬駅南口地域児童館整備基本計画策定検討委員会設置要綱	要領	4	公開	10	2	未来創造課	
	44	清瀬市公共施設再編計画(地域レベル編)		設置なし。市民との合意形成は、パブリックコメント、PTA意見交換会、地域別意見交換					未来創造課		
	45	37 清瀬市DX推進計画	H15	清瀬市情報化推進委員会設置要綱	要綱	4	非公開	10	0	DX推進課	
	46	清瀬市国土強靱化地域計画	「清瀬市国土強靱化地域計画」策定の際に委員会を立ち上げなかった理由については下記のとおり。 1、計画策定をどう行なうのか総務部内で検討した結果、専門機関に現状分析してもらい課題に対する最適な手法を選定してもらうことが望ましいとの理由で委託による策定となった。 2、市民の計画策定への関わり方としてはパブリックコメントを実施した。							防災防犯課	
	18	清瀬市一般廃棄物処理基本計画	「清瀬市一般廃棄物処理基本計画」及び「清瀬市災害廃棄物処理計画」策定計画については条例の規定により「清瀬市廃棄物減量等推進審議会」において策定した。							環境課	
18	清瀬市災害廃棄物処理計画								環境課		
47	清瀬市雨水管理総合計画	「清瀬市雨水管理総合計画」策定の際に委員会を立ち上げなかった理由については下記のとおりです。 1、計画策定をどう行なうのか都市整備部内で検討した結果、専門機関に現状分析してもらい課題に対する最適な手法を選定してもらうことが望ましいとの理由で委託による策定となった。 2、市民の計画策定への関わり方としてはパブリックコメントを実施した。							下水道課		

問 1 条例第 10 条 附属機関の構成等

I 委員会の構成

1. 公募委員を有す附属機関の割合

	今回(令和3年度)の調査		(参考)平成28年度の調査	
附属機関等の数	37		54	
委員非公募の附属機関等	22	59.5%	32	59%
委員公募の附属機関等	15	40.5%	22	41%

【評価基準】

公募委員を加えるように努める。

【評価】

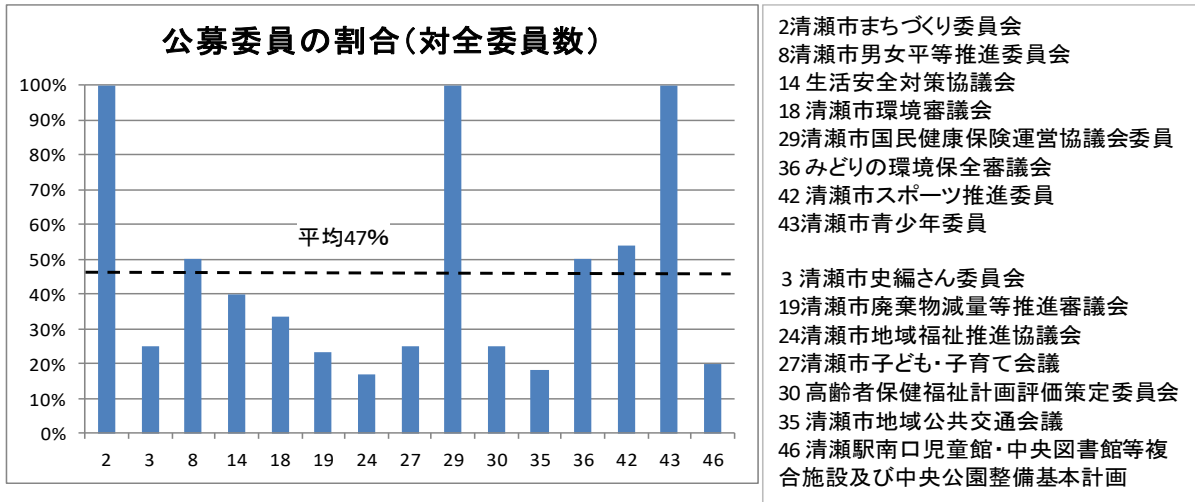
公募委員が加わっていない附属機関が 60% (37 機関中 22) もあり、評価基準からみて望ましくない。経年的に見ても改善されていない。

条例、要綱で定められていることを理由にした回答が多くあるが、公募委員による住民参加の意義を再確認して頂き、改善を求めたい。

【表 2】非公募の理由

No.	原No.	①附属機関等の名称	⑤開催回数(回)	⑥委員総数(人)	⑨公募委員数(人)	⑩公募委員がいない理由	⑪が「その他」の場合具体的な理由
1	4	清瀬市郷土博物館協議会	1	6	0	2 専門的な内容のため公募に馴染まない	委員会の組織は条例で規定されているため
2	5	清瀬市文化財保護審議会	1	6	0	2 専門的な内容のため公募に馴染まない	委員会の組織は条例で規定されているため
3	9	清瀬市苦情処理委員	0	2	0	2 専門的な内容のため公募に馴染まない	清瀬市男女平等推進条例第24条で規定されているため
4	10	行政不服審査会	0	5	0	2 専門的な内容のため公募に馴染まない	委員会の組織は条例で規定されているため
5	11	情報公開・個人情報保護審議会	2	5	0	2 専門的な内容のため公募に馴染まない	委員会の組織は条例で規定されているため
6	12	オンブズパーソン	2	2	0	2 専門的な内容のため公募に馴染まない	委員会の組織は条例で規定されているため
7	14	清瀬市防災会議	1	25	0	2 専門的な内容のため公募に馴染まない	清瀬市防災会議条例第3条に規定する専門委員のみとしている。
8	15	清瀬市国民保護協議会	1	18	0	2 専門的な内容のため公募に馴染まない	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)に基づく危機的状況への対処等のため、専門委員のみを充てている。
9	16	清瀬市特定空家等判定委員会	1	9	0	2 専門的な内容のため公募に馴染まない	清瀬市特定空家等判定委員会条例第4条に規定する専門委員のみとしている。
10	19	農業委員会候補者評価委員会	1	6	0	2 専門的な内容のため公募に馴染まない	農業に関する専門的な知見が必要であり委員数は要綱で規定されているため。
11	20	清瀬市認定農業者等審査会	1	6	0	2 専門的な内容のため公募に馴染まない	農業に関する専門的な知見が必要であり委員数は要綱で規定されているため。
12	22	清瀬市地域自立支援協議会	2	13	0	2 専門的な内容のため公募に馴染まない	清瀬市地域自立支援協議会運営要綱においても公募の規定はない。委員会の組織は要綱によって規定されているため。
13	25	清瀬市健康センター運営協議会委員	0	10	0	2 専門的な内容のため公募に馴染まない	
14	28	清瀬市介護認定審査会	86	27	0	2 専門的な内容のため公募に馴染まない	三師会をはじめとした知見を有する者で委員を構成するため。
15	29	清瀬市都市計画審議会	2	13	0	2 専門的な内容のため公募に馴染まない	都市計画の決定は土地等に関する権利に制限を加えることもあり、住民の生活に大きな影響を及ぼすため、専門的な知識を有する委員で構成する必要がある。
16	30	清瀬市財産審議会	1	6	0	2 専門的な内容のため公募に馴染まない	市有財産の取得、管理及び処分に関し、適正な価格および料金とその可否を審議するため、その妥当性の判断には専門的な知識を有する委員で構成する必要がある。
17	34	清瀬市就学支援委員会	10	27	0	2 専門的な内容のため公募に馴染まない	委員会の組織は条例で規定されているため
18	36	清瀬市社会教育委員の会議	6	7	0	2 専門的な内容のため公募に馴染まない	条例で委嘱する委員の専門分野を定めているが、専門性が高く公募が難しいため。
19	37	清瀬市学校運営協議会	5	10	0	2 専門的な内容のため公募に馴染まない	条例で「校長の推薦に基づき教育委員会が任命する」と定めており、校長の経営方針を理解する者を任命する必要があるため、専門性が高く公募が難しいため。
20	38	清瀬市青少年問題協議会	2	8	0	2 専門的な内容のため公募に馴染まない	条例で委嘱する委員の専門分野を定めているが、専門性が高く公募が難しいため。
21	41	清瀬市立図書館協議会	1	6	0	2 専門的な内容のため公募に馴染まない	委員会の組織は条例で規定されているため
22	45	清瀬市DX推進計画	4	10	0	2 専門的な内容のため公募に馴染まない	

2. 公募委員を有す附属機関の公募委員数の割合



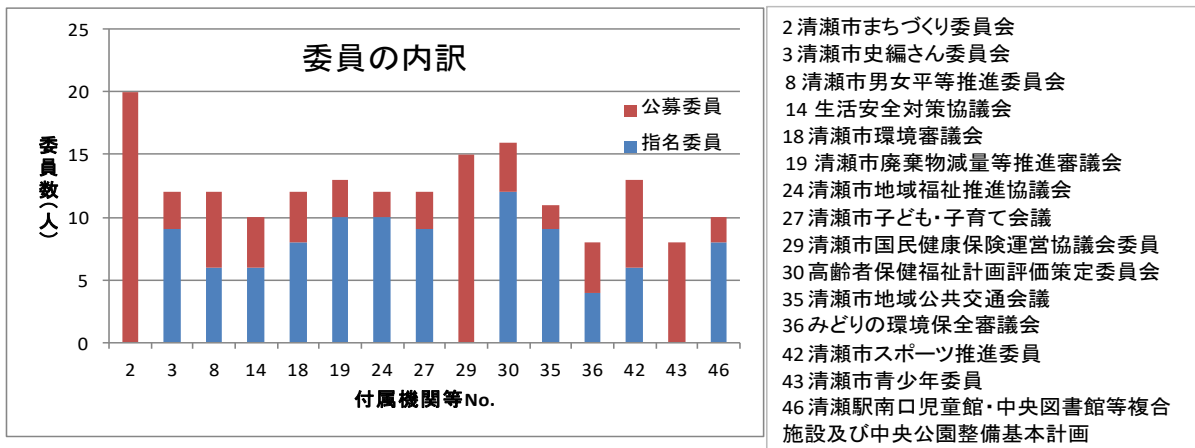
【評価基準】

公募委員の割合についての基準無し。

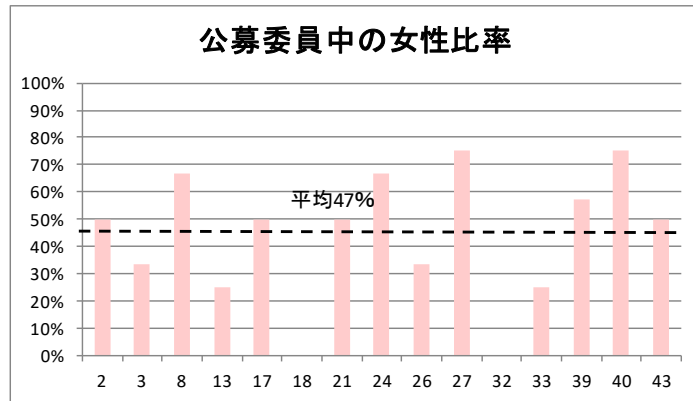
【評価】

公募委員のいる附属機関では、全委員のうちほぼ半数（47％）が公募委員（平均）である。経年変化を見ると平成28年度の38％から改善した。

しかしながら、公募委員の割合が低い附属機関も多く（下図）。これについては、可能な限り公募委員数を増やす様、改善を求めたい。



3. 公募委員の女性委員割合



2清瀬市まちづくり委員会
 3 清瀬市史編さん委員会
 8清瀬市男女平等推進委員会
 13 生活安全対策協議会
 187清瀬市環境審議会
 18清瀬市廃棄物減量等推進審議会
 21清瀬市地域福祉推進協議会
 24清瀬市子ども・子育て会議
 26清瀬市国民健康保険運営協議会委員
 27 高齢者保健福祉計画評価策定委員会
 32 清瀬市地域公共交通会議
 33 みどりの環境保全審議会
 39 清瀬市スポーツ推進委員
 40清瀬市青少年委員
 43 清瀬駅南口児童館・中央図書館等複合施設及び中央公園整備基本計画

【評価基準】

公募の委員は男女同数が原則。

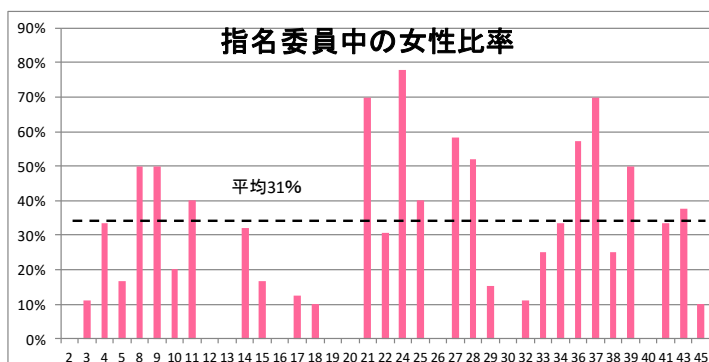
【評価】

平均的には 47%と 50%をやや下回る程度。平成 28 年度の 43%からは改善されている。

50%を大きく下回るもの（14, 19, 35, 36）は、女性応募者がいなかったためであり、致し方ないものと評価できる。（14, 19, 35, 36）を除いた場合、女性公募委員数割合は 53%で半数を超える。

なお指名委員の女性比率は 31%と低く（下図）、指名委員、公募委員をあわせた全体の女性委員割合は 35%である。男女平等の観点から指名委員、公募委員ともに男女同数となることが望ましい。

（参考）



2 清瀬市まちづくり委員会 3 清瀬市史編さん委員会 4 清瀬市郷土博物館協議会 5 清瀬市文化財保護審議会 8 清瀬市男女平等推進委員会 9 清瀬市苦情処理委員 10 行政不服審査会 11 情報公開・個人情報保護審議会 12 オープン・パーソナル 13 生活安全対策協議会 14 清瀬市防災会議 15 清瀬市国民保護協議会 16 清瀬市特定空家等判定委員会 17 清瀬市環境審議会 18 清瀬市廃棄物減量等推進審議会 19 農業委員会候補者評価委員会 20 清瀬市認定農業者等審査会 21 清瀬市地域福祉推進協議会 22 清瀬市地域自立支援協議会 24 清瀬市子ども・子育て会議 25 清瀬市健康センター運営協議会委員 26 清瀬市国民健康保険運営協議会委員 27 高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）評価策定委員会 28 清瀬市介護認定審査会 29 清瀬市都市計画審議会 30 清瀬市財産審議会 32 清瀬市地域公共交通会議 33 みどりの環境保全審議会 34 清瀬市就学支援委員会 36 清瀬市社会教育委員の会議 37 清瀬市学校運営協議会 38 清瀬市青少年問題協議会 39 清瀬市スポーツ推進委員 40 清瀬市青少年委員 41 清瀬市立図書館協議会 43 清瀬駅南口児童館・中央図書館等複合施設及び中央公園整備基本計画 45 清瀬市DX推進計画

評価基準：基準なし

指名委員の女性比率は31%であり、公募委員と比較し低い。

4. 委員長の男女別割合（まちづくり基本条例 10 条関係）

女性委員長	5	13%
男性委員長	31	85%
不明	1	2%
計	37	100%

【評価基準】

基準なし

【評価】

女性委員の割合（指名＋公募で 35%）と比較し、女性委員長の比率は 13%と低い。公募委員のいる附属機関では女性委員長の比率は 20%であり（指名委員のみの機関等では、女性委員長の比率は 9%）改善が望ましい。

なお、女性委員多数の機関等でも男性委員長の場合が多い。（表 3 の黄色箇所参照）

【表 3】委員長の男女別割合

原No	No.	①附属機関等の名称	⑧委員長の男女別	総数		指名委員		公募委員		評価
				⑥委員総数(人)	⑦女性委員数(人)	総数(人)	女性委員(人)	⑨総数(人)	⑩女性委員(人)	
2	1	清瀬市まちづくり委員会	男	20	10	0	0	20	10	
3	2	清瀬市史編さん委員会	男	12	2	9	1	3	1	
4	3	清瀬市郷土博物館協議会	男	6	2	6	2	0		
5	4	清瀬市文化財保護審議会	男	6	1	6	1	0		
8	5	清瀬市男女平等推進委員会	女	12	7	6	3	6	4	
9	6	清瀬市苦情処理委員		2	1	2	1	0	0	委員数2名のみ
10	7	行政不服審査会	男	5	1	5	1	0	0	
11	8	情報公開・個人情報保護審議会	女	5	2	5	2	0	0	
12	9	オンブズパーソン	男	2	0	2	0	0	0	
13	10	生活安全対策協議会	男	10	1	6	0	4	1	
14	11	清瀬市防災会議	男	25	8	25	8	0		
15	12	清瀬市国民保護協議会	男	18	3	18	3	0		
16	13	清瀬市特定空家等判定委員会	男	9	0	9	0	0		
17	14	清瀬市環境審議会	男	12	3	8	1	4	2	
18	15	清瀬市廃棄物減量等推進審議会	男	13	1	10	1	3	0	
19	16	農業委員会候補者評価委員会	男	6	0	6	0	0		
20	17	清瀬市認定農業者等審査会	男	6	0	6	0	0		
21	18	清瀬市地域福祉推進協議会	男	12	8	10	7	2	1	女性委員過半でも男性委員長
22	19	清瀬市地域自立支援協議会	男	13	4	13	4	0	0	
24	20	清瀬市子ども・子育て会議	女	12	9	9	7	3	2	
25	21	清瀬市健康センター運営協議会委員	男	10	4	10	4	0		
26	22	清瀬市国民健康保険運営協議会委員	女	15	5	0	0	15	5	
27	23	高齢者保健福祉計画評価策定委員会	男	16	10	12	7	4	3	女性委員過半でも男性委員長
28	24	清瀬市介護認定審査会	女	27	14	27	14	0		
29	25	清瀬市都市計画審議会	男	13	2	13	2	0		
30	26	清瀬市財産審議会	男	6	0	6	0	0		
32	27	清瀬市地域公共交通会議	男	11	1	9	1	2	0	
33	28	みどりの環境保全審議会	男	8	2	4	1	4	1	
34	29	清瀬市就学支援委員会	男	27	9	27	9	0		
36	30	清瀬市社会教育委員の会議	男	7	4	7	4	0		
37	31	清瀬市学校運営協議会	男	10	7	10	7	0		女性委員過半でも男性委員長
38	32	清瀬市青少年問題協議会	男	8	2	8	2	0		
39	33	清瀬市スポーツ推進委員	男	13	7	6	3	7	4	女性委員過半でも男性委員長
40	34	清瀬市青少年委員	男	8	6	0	0	8	6	女性委員過半でも男性委員長
41	35	清瀬市立図書館協議会	男	6	2	6	2	0		
43	36	清瀬駅南口児童館・中央図書館等複合施設及び中央公園整備基本計画	男	10	4	8	3	2	1	
45	37	清瀬市DX推進計画	男	10	1	10	1	0		

注)青色は公募委員のいる機関等、黄色は女性委員が多数の機関等

Ⅱ 会議の公開

1. 会議を公開している割合

	今回(令和3年度)の調査		(参考)平成28年度の調査	
附属機関等の数	37		54	
非公開の附属機関等	14	37.8%	22	40.7%
公開の附属機関等	23	62.2%	32	59.3%

【評価基準】

公開が原則

【評価】

公開が原則であるのにもかかわらず、非公開の割合が約4割あり(37件中14件)、経年でみても大きな改善が見られない。

個人情報にかかわる場合、非常時対応の場合以外は公開に努力すべきである。

【表4】非公開の理由

No.	原No.	①附属機関等の名称	⑤開催回数	⑥委員数(人)	⑨公募委員数(人)	⑬会議の公開状況	⑭非公開の理由	⑭が「その他」の場合具体的な理由
1	4	清瀬市郷土博物館協議会	1	6	0	非公開	4その他	開催場所が狭く、コロナウイルス感染症対策のため
2	9	清瀬市苦情処理委員	0	2	0	非公開	2非開示情報を審議するため	
3	10	行政不服審査会	0	5	0	非公開	1個人情報に関わるため	
4	11	情報公開・個人情報保護審議会	2	5	0	非公開	1個人情報に関わるため	
5	12	オンブズパーソン	2	2	0	非公開	1個人情報に関わるため	
6	19	農業委員会候補者評価委員会	1	6	0	非公開	1個人情報に関わるため	
7	20	清瀬市認定農業者等審査会	1	6	0	非公開	1個人情報に関わるため	
8	25	清瀬市健康センター運営協議会委員	0	10	0	非公開	3公開に馴染まないため	
9	28	清瀬市介護認定審査会	86	27	0	非公開	1個人情報に関わるため	
10	30	清瀬市財産審議会	1	6	0	非公開	1個人情報に関わるため	
11	33	みどりの環境保全審議会	0	8	4	非公開	1個人情報に関わるため	
12	34	清瀬市就学支援委員会	10	27	0	非公開	1個人情報に関わるため	
13	41	清瀬市立図書館協議会	1	6	0	非公開	3公開に馴染まないため	公正かつ円滑な審議等が阻害され、会議の目的が達成できなくなる
14	45	清瀬市DX推進計画	4	10	0	非公開	4その他	情報化推進委員会は、セキュリティ対策に関することやシステムの機微な情報を取り扱うことが多いため、公開していない。

2. 開催予告

【評価基準】

基準なし。

基準はないが、公開や傍聴可能な会議については事前の開催告知が必要なことは自明である。

【評価】

公開であるのもかかわらず開催周知がなされていないものが7機関（19%）あり、中には理由が判然としないものがある。開催を周知していない理由は主に規定がないこととなっており、規定の修正が求められる。

なお、非公開であるにもかかわらず、ホームページで開催を周知しているものは（表5黄色部分。高く評価できる）。

【表5】会議の開催周知

原No.	①附属機関等の名称	③会議の公開状況	④傍聴の有無	⑤開催の周知 市報 ホームページ	周知を行わなかった理由	要改善（赤）
2	清瀬市まちづくり委員会	公開	○	○		
3	清瀬市史編さん委員会	公開	○	○		
4	清瀬市郷土博物館協議会	非公開	×	×		
5	清瀬市文化財保護審議会	公開	×	○		1 要改善
8	清瀬市男女平等推進委員会	公開	×	×	議事録に次回開催日が記載されている。	
9	清瀬市苦情処理委員	非公開	×	×		
10	行政不服審査会	非公開	×	×	個人情報に関わるため	
11	情報公開・個人情報保護審議会	非公開	×	×	個人情報に関わるため	
12	オンブズパーソン	非公開	×	×	個人情報に関わるため	
13	生活安全対策協議会	公開	×	×	コロナ禍により委員に対して書面による報告のみとしたため	
14	清瀬市防災会議	公開	×	×	コロナによる人員削減のため	
15	清瀬市国民保護協議会	公開	×	×	コロナによる人員削減のため	
16	清瀬市特定空家等判定委員会	公開	×	×	判定に至らなかったため。	
17	清瀬市環境審議会	公開	○	○		
18	清瀬市廃棄物減量等推進審議会	公開	○	○		
19	農業委員会候補者評価委員会	非公開	×	×		
20	清瀬市認定農業者等審査会	非公開	×	×		
21	清瀬市地域福祉推進協議会	公開	○	○		
22	清瀬市地域自立支援協議会	公開	○		専門性が高く、市報やホームページでの周知は行っていない。非公開ではないため福祉関係者が傍聴に来ることもある。	
24	清瀬市子ども・子育て会議	公開	○	○		
25	清瀬市健康センター運営協議会委員	非公開				
26	清瀬市国民健康保険運営協議会委員	公開	○	○		
27	高齢者保健福祉計画評価策定委員会	公開	○	○		
28	清瀬市介護認定審査会	非公開	×	×		
29	清瀬市都市計画審議会	公開	○	○		
30	清瀬市財産審議会	非公開	×	×		
32	清瀬市地域公共交通会議	公開	×	×	傍聴希望者がいないので開催周知をしていなかった。	2 要改善
33	みどりの環境保全審議会	非公開	×	○		
34	清瀬市就学支援委員会	非公開	×	○		
36	清瀬市社会教育委員の会議	公開	×	×	清瀬市社会教育委員条例で明確な規定がなかったため	3 規定が必要
37	清瀬市学校運営協議会	公開	×	×	清瀬市学校運営協議会規則で明確な規定がなかったため	4 規定が必要
38	清瀬市青少年問題協議会	公開	×	×	・清瀬市青少年問題協議会条例で明確な規定が無かったため。 ・会議の事案の中で児童が特定できてしまう情報もあるため会議録を公表してはなかったが、その部分を削除して掲載はできるので、今回の調査を受けて次回の会議より掲載したい。	5 条例の修正要
39	清瀬市スポーツ推進委員	公開	×	×	スポーツ推進委員に関する条例で明確な規定がなかったため	6 条例の修正要
40	清瀬市青少年委員	公開	×	×	青少年委員活動の振り返り、今後の計画について話し合う場のため周知、公表に馴染まないため	7 理由意味不明
41	清瀬市立図書館協議会	非公開	×	×		
43	瀬駅南口児童館・中央図書館等複合施設及び中央公園整備基本計画	公開	○	○		
45	清瀬市DX推進計画	非公開	×	×	情報化推進委員会は、セキュリティ対策に関することやシステムの機微な情報を取り扱うことが多いため、公表していない。	

3. 会議録の公表（まちづくり基本条例 10 条関係）

【評価基準】

基準なし。

【評価】

公開にもかかわらず結果を公表していないものがある（6 機関）。内 3 件は規定がないため等であり、規定の改善が必要と考える。残り 3 件は理由が判然とせず、是正が求められる。

一方で、非公開にもかかわらずホームページで会議録を公表しているものがある（高く評価できる）。

【表 6】会議録の公表

原No.	①附属機関等の名称	⑤開催回数	⑬会議の公開状況	⑰会議録の公表 会議録公表	ホームページ	公表を行わなかった理由	No.	要改善 (公開なのに結果公表なく、理由も判然としない)
2	清瀬市まちづくり委員会	3	公開	○	○			
3	清瀬市史編さん委員会	2	公開	○	○			
4	清瀬市郷土博物館協議会	1	非公開	○	○			
5	清瀬市文化財保護審議会	1	公開	○	○			
8	清瀬市男女平等推進委員会	4	公開	○	○			
9	清瀬市苦情処理委員	0	非公開	○	○			
10	行政不服審査会	0	非公開	×	×	個人情報に関わるため		
11	情報公開・個人情報保護審議会	2	非公開	×	×	個人情報に関わるため		
12	オンブズパーソン	2	非公開	×	×	個人情報に関わるため		
13	生活安全対策協議会	1	公開	○	○			
14	清瀬市防災会議	1	公開	○	○			
15	清瀬市国民保護協議会	1	公開	○	○			
16	清瀬市特定空家等判定委員会	1	公開	×	×	判定に至らなかったため。		
17	清瀬市環境審議会	2	公開	○	○			
18	清瀬市廃棄物減量等推進審議会	4	公開	○	○			
19	農業委員会候補者評価委員会	1	非公開	×	×			
20	清瀬市認定農業者等審査会	1	非公開	×	×			
21	清瀬市地域福祉推進協議会	1	公開	○	○			
22	清瀬市地域自立支援協議会	2	公開	×	×		1	公表しない理由が不明
24	清瀬市子ども・子育て会議	1	公開	○	○			
25	清瀬市健康センター運営協議会委員	0	非公開		○			
26	清瀬市国民健康保険運営協議会委員	5	公開	×	×		2	公表しない理由が不明
27	高齢者保健福祉計画評価策定委員会	1	公開	○	○			
28	清瀬市介護認定審査会	86	非公開	×	×			
29	清瀬市都市計画審議会	2	公開	○	○			
30	清瀬市財産審議会	1	非公開	×	×			
32	清瀬市地域公共交通会議	0	公開	○	○			
33	みどりの環境保全審議会	0	非公開	○	○			会議は非公開でも結果は公表
34	清瀬市就学支援委員会	10	非公開	×	×			
36	清瀬市社会教育委員の会議	6	公開	○	○			
37	清瀬市学校運営協議会	5	公開	○	○			
38	清瀬市青少年問題協議会	2	公開	×	×	・清瀬市青少年問題協議会条例で明確な規定が無かったため。 ・会議の事案の中で児童が特定できてしまふ情報もあるため会議録を公表してはなかったが、その部分を削除して掲載はできるので、今回の調査を受けて次回の会議より掲載したい。		次回から修正される。
39	清瀬市スポーツ推進委員	12	公開	×	×	スポーツ推進委員に関する条例で明確な規定がなかったため		条例の修正要
40	清瀬市青少年委員	6	公開	×	×	青少年委員活動の振り返り、今後の計画について話し合う場のため周知、公表に馴染まないため	3	理由意味不明
41	清瀬市立図書館協議会	1	非公開	×	○			会議は非公開でも結果は公表
43	瀬駅南口児童館・中央図書館等複合施設及び中央公園整備基本計画	4	公開	○	○			
45	清瀬市DX推進計画	4	非公開	×	×	情報化推進委員会は、セキュリティ対策に関することやシスムの機微な情報を取り扱うことが多いため、公表していない。		

問 2 条例第 8 条 基本構想等への参画

1. 基本計画等の事前公表と市民参画

【評価基準】

以下の基準（1 及び 2）が示されている。

1. 計画策定に関する情報の事前公表
2. 市民の多様な参画の工夫
3. 策定経過、計画案を公表し、市民の意見を求める。
4. 市民の意見の対応について、市民へ説明する。

【評価】

事前公表をしていない計画が 4 つ、市民参画のない計画が 3 つあり、基準の 1 及び 2 を満たしていない。今後の計画策定において、全ての計画が基準を満たすよう改善を求める。

一方、SNS 配信で事前公表を行っているものがある。こうした手法は市民が手軽に参加することを可能とし、市民参画を広げる良好な手法であると考え評価できる。

【表 7】基本計画の事前公表と市民参画

計画の名称	計画策定の期間	事前の公表			多様な参画の方法						
		公表状況	方法(○のみ)			市民参画の有無	方法(○のみ)				
			市報	ホームページ	その他(具体的に)		ワークショップ	ワークショップ開催回数	アンケート調査	アンケート調査回数	調査対象総人数
1 清瀬駅南口児童館・中央図書館等複合施設及び中央公園整備基本計画	平成30年2月～令和4年3月	○	○	○	SNS 配信	○	○	4			
2 清瀬市公共施設再編計画(地域レベル編)	平成31年4月～令和3年9月	○	○	○		○	○	11	○	1	2,000
3 清瀬市DX推進計画	令和3年11月～令和4年5月	×				×					
4 清瀬市国土強靱化地域計画	令和2年10月～令和3年6月	×				×					
5 清瀬市一般廃棄物処理基本計画	令和3年4月～令和4年3月	×				○					
6 清瀬市災害廃棄物処理計画	令和3年4月～令和4年3月	×				○					
7 清瀬市雨水管理総合計画	令和3年8月～令和4年3月	○	○	○		×					

2. 基本計画等の結果公表 意見への対応

【評価基準】

以下の基準（3及び4）が示されている。

1. 計画策定に関する情報の事前公表
2. 市民の多様な参画の工夫
3. 策定経過、計画案を公表し、市民の意見を求める。
4. 市民の意見への対応について、市民へ説明する。

【評価】

1. 策定の経過、計画案の公表・市民意見の聴取

全ての計画で実施されている。パブリックコメントは全ての計画で実施されており基準を満たしている。

2. 市民意見への対応・市民への説明

全ての計画で市民への説明が実施されており基準を満たしている。

評価基準の3・4ともに全ての計画で基準をみてしており、高く評価できる。

特に南口児童館計画は経過・計画案の SNS 配信や市民説明会の YouTube 配信が行われている。こうした手法は市民が手軽に参加することを可能とし、市民参画を広げる良好な手法であると考え評価できる。

【表 8】基本計画等の結果公表及び意見への対応

計画の名称		経過・計画案の公表					意見への対応				
		公表状況		意見を求める方法			対応状況	市民に説明する方法			
		市報	ホームページ	その他 (具体的に)	パブリック コメント	市民説明会		その他 (具体的に)	市報	ホームページ	公共施設での 閲覧
1	清瀬駅南口児童館・中央図書館等複合施設及び中央公園整備基本計画	○	○	SNS配信	○	○		○		○	・市民説明会における意見への回答 ・市民説明会のYouTube配信
2	清瀬市公共施設再編計画(地域レベル編)	○	○		○	○		○		○	
3	清瀬市DX推進計画	○	○		○			○		○	
4	清瀬市国土強靱化地域計画	○	○		○			○		○	
5	清瀬市一般廃棄物処理基本計画	○	○		○			○		○	
6	清瀬市災害廃棄物処理計画	○	○		○			○		○	
7	清瀬市雨水管理総合計画	○	○		○			○		○	

3. 市民参画の影響：計画修正など

【評価基準】

基準なし。

ただし、まちづくり基本条例第8条の4項には「4. 市民の意見への対応について、市民へ説明する」と規定されている

【評価】

7件中5件において計画案の修正がされている。パブリックコメント等による市民の意見が計画に反映されたことは、まちづくり基本条例が適切に運用されているとして評価する。

なお、修正が行われなかったものはパブリックコメントにおいて市民等の意見が少なかったものである。

【表9】市民参画の影響

計画の名称	市民参画の影響		課名	パブリックコメントの意見(市URL資料)
	計画案の修正	修正内容		
1 清瀬駅南口児童館・中央図書館等複合施設及び中央公園整備基本計画	○	案の修正	未来創造課	135件(23人)
2 清瀬市公共施設再編計画(地域レベル編)	○	案の修正	未来創造課	205件(51人)
3 清瀬市DX推進計画	○	案の修正	DX推進課	4件(3人)
4 清瀬市国土強靱化地域計画	×		防災防犯課	4件(1人)
5 清瀬市一般廃棄物処理基本計画	○	案の修正	環境課	6件(2人)
6 清瀬市災害廃棄物処理計画	○	案の修正	環境課	
7 清瀬市雨水管理総合計画	×	×	下水道課	0件

問 3 条例第 4 条 市の責務

1. 市民と協働で実施するまちづくりに関する事業

【評価基準】

基準なし。

【目標値】

協働で提供されている行政サービスの数

令和 6 年度 62 件、令和 7 年度 65 件

※目標値は「第 4 次清瀬市長期総合計画・実行計画」における「協働によるまちづくりの推進」で記載されたまちづくり指標

【評価】

企画・実施・評価の各過程に市民が参画した（する）まちづくり事業（令和 3 年度実施済み及び令和 4 年度実施予定）は表 10 の通り 13 事業。表 12 の市民活動団体などに対する市の支援 27 件を加えると、計 40 件である。

第 4 次清瀬市長期総合計画・実行計画の目標を達成するには更なる努力が必要と思われる。

【表 10】企画・実施・評価の各過程において市民が参画したまちづくりに関する事業

	事業の名称	市民参画の内容	次年度以降の予定	次年度以降の内容	課名
1	平和祈念フェスタin清瀬	清瀬市平和祈念展等実行委員会を設置(要綱)公募委員19人でフェスタの企画から実施まで行っている。	継続	平和祈念フェスタin清瀬の企画及び実施	シティプロモーション課
2	きよせ市民まつり	きよせ市民まつり実行員会を設置。企画から実施まで行っている。	継続	市民まつりの企画及び実施	シティプロモーション課
3	清瀬市男女共同参画センター運営委員会	清瀬市男女共同参画センター運営委員会を設置(要綱)センター登録団体、公募、教育委員その他で構成する委員12人でセンター運営に関する事を協議する。	継続	センター運営に関する事の協議	男女共同参画センター
4	アイレックまつり実行委員会	設置要綱はないが、センター登録団体及び公募委員の20人以下で構成、アイレックまつりの企画から実施まで行っている	継続	アイレックまつりの企画及び実施	男女共同参画センター
5	Msスクエア編集委員会	清瀬女性広報誌「Ms.スクエア」編集委員会を設置(要綱)公募委員6人でMsスクエアの企画、誌面の取材及び編集まで行っている	継続	Msスクエアの企画、誌面の原稿執筆及び取材	男女共同参画センター
6	第4次清瀬市農業振興計画	第4次の清瀬市農業振興計画策定委員会を設置(要綱)公募委員2名を含む15名で計画の策定(答申)まで行なっている。	新規	第4次の農業振興計画策定のための作業を行う	産業振興課
7	清瀬市商工振興計画2026年度～2036年度	清瀬市商工振興計画策定委員会を設置(要綱)公募委員2名を含む15名で計画の策定(答申)まで行なっている。	新規	2026年度からの商工振興計画策定のための作業を行う	産業振興課
8	清瀬市消費生活展	消費生活センターに団体登録をしている市民団体に構成する「清瀬市登録消費者団体連絡会」との共催事業。	継続	清瀬市消費生活展	産業振興課
9	第4次清瀬市地域福祉計画の部分改定	令和5年度に第4次清瀬市地域福祉計画の部分改定を予定しており、何らかの市民参画(社会福祉法人等の団体含む。パブリックコメント含む。)を予定している。	新規	計画部分改定	福祉総務課
10	チームオレンジ清瀬	認知症サポーターが、認知症サポーターステップアップ講座を受講し、チームオレンジ清瀬のメンバーとして、認知症の人が暮らしやすいまちとなるように、中清戸オレンジハウスを拠点として、直接的な支援、サロン活動、広報活動等を行う。	継続	同左	介護保険課
11	清瀬市新校開設事業	一般公募市民2人が参画する清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画策定委員会を設置(要綱)し、計画を策定予定。	新規	今年度に策定予定の基本構想を基に基本計画を策定する。	教育総務課
12	赤ちゃんのチカラプロジェクト事業(委託事業)	事業内容である乳児との触れ合いで、市民である親子に参加をしていただいている。(R3はオンラインで延60組程度の親子が参加)	継続	赤ちゃんのチカラプロジェクト事業の実施	教育指導課
13	清瀬市20歳のつどい	清瀬市20歳のつどいにおいて、実行委員会を設置。定数10名の委員で20歳のつどいの企画や当日運営参加を予定。	新規	清瀬市20歳のつどいの企画、運営等	生涯学習スポーツ課

問 4 条例第 11 条 市民活動の支援

1. 市民活動への支援

【評価基準】

基準なし。

【目標値】

1. この1年間でボランティア活動や地域活動に参加したことがある人の割合
令和6年度 34.0%、令和7年度 37.0%

2. 住んでいる地域に対して何か貢献したいと思う人の割合
令和6年度 64.0%、令和7年度 67.0%

※目標値は「第4次清瀬市長期総合計画・実行計画」における「市民活動の支援」で記載されたまちづくり指標

【評価】

市民活動団体、ボランティア活動団体、NPOなどに対する市の支援状況（令和3年度）は表11の通りである。

市民活動、ボランティア活動に市民が積極的に参加できるよう、継続的な支援を求める。

【表 11】市民活動団体、ボランティア活動団体、NPOなどに対する市の支援状況

番号	分野	団体名	活動内容	支援内容	課名
1	「暮らし」の分野(地域の安全・地域交流・文化振興等)	アイレック登録団体(16団体)	様々な活動	アイレック会議室の優先予約、印刷機の無料使用等	男女共同参画センター
2	「暮らし」の分野(地域の安全・地域交流・文化振興等)	清瀬市防犯協会	市内の防犯パトロール・特殊詐欺等防止キャンペーン活動など	補助金の交付	防災防犯課
3	「暮らし」の分野(地域の安全・地域交流・文化振興等)	清瀬市登録消費者団体連絡会	消費生活に関わる啓発活動	補助金の交付	産業振興課
4	「暮らし」の分野(地域の安全・地域交流・文化振興等)	NPO法人 ぶなの樹会 NPO法人 福祉移送サービスの会	地域福祉推進事業に基づく、移送サービス、食事サービスの提供	補助金の交付	福祉総務課
5	「暮らし」の分野(地域の安全・地域交流・文化振興等)	清瀬市石田波郷俳句大会実行委員会	文化振興支援	補助金の交付	生涯学習スポーツ課
6	「暮らし」の分野(地域の安全・地域交流・文化振興等)	清瀬市体育協会	体育振興支援	補助金の交付	生涯学習スポーツ課
7	「暮らし」の分野(地域の安全・地域交流・文化振興等)	清瀬市スポーツ推進委員	スポーツに関する指導及び助言	定例会の開催、活動日時及び場所の調整、資料の提供	生涯学習スポーツ課
8	「暮らし」の分野(地域の安全・地域交流・文化振興等)	清瀬国際交流会	外国人支援	補助金の交付	シティプロモーション課
9	「暮らし」の分野(地域の安全・地域交流・文化振興等)	清瀬市郷土博物館友の会	役員会・史跡旧跡等の研修会・講座等の開催	会議の場所の提供	シティプロモーション課
10	「暮らし」の分野(地域の安全・地域交流・文化振興等)	キヨセケヤキロードギャラリー彫刻清掃	彫刻の清掃	清掃用具の貸与	シティプロモーション課
11	「支え合い」の分野(保健、医療及び福祉)	健康づくり推進員	健康講座・研修会・交流会等の開催	場所の提供・専門職の派遣	健康推進課
12	「支え合い」の分野(保健、医療及び福祉)	健康づくり活動団体	地域の健康づくり活動等	専門職の派遣	健康推進課
13	「支え合い」の分野(保健、医療及び福祉)	ふまねっと(チームりかすて)	一般介護予防事業	サポーター登録料の補助 会場の公用申請	介護保険課
14	「支え合い」の分野(保健、医療及び福祉)	社会福祉法人 清瀬わかば会	障害者支援	補助金の交付	障害福祉課
15	「人づくり」の分野(子育て及び子どもの健全育成・生涯学習等)	特定非営利活動法人 ウイズアイ	緊急一時預かり事業	補助金の交付	子ども家庭支援センター
16	「人づくり」の分野(子育て及び子どもの健全育成・生涯学習等)	特定非営利活動法人 ウイズアイ 特定非営利活動法人 子育てネットワーク・ピッコロ	支援対象児童等見守り強化事業	補助金の交付	子ども家庭支援センター
17	「人づくり」の分野(子育て及び子どもの健全育成・生涯学習等)	特定非営利活動法人 ウイズアイ外	子供食堂推進事業	補助金の交付	子ども家庭支援センター
18	「人づくり」の分野(子育て及び子どもの健全育成・生涯学習等)	清瀬市文化協会	文化振興支援	補助金の交付	生涯学習スポーツ課
19	「人づくり」の分野(子育て及び子どもの健全育成・生涯学習等)	清瀬市青少年問題協議会地区委員会	子どもの健全育成	補助金の交付	生涯学習スポーツ課
20	「人づくり」の分野(子育て及び子どもの健全育成・生涯学習等)	読み聞かせボランティア	図書館「ブックスタート事業」の補助	定例会の開催、活動日時及び場所の調整、資料の提供	図書館
21	「人づくり」の分野(子育て及び子どもの健全育成・生涯学習等)	音訳ボランティア	図書館の利用に障害のある方へのサービスの提供	各種講習会の実施、DAISY図書、プライベート録音図書の作成、対面朗読、宅配業務	図書館
22	「基盤づくり」の分野(環境・交通・農工商等)	キヨセdeプランニング	女性起業家支援	補助金の交付	男女共同参画センター
23	「基盤づくり」の分野(環境・交通・農工商等)	まち美化推進協議会登録団体	清掃活動	補助金の交付 清掃用具の貸与	環境課
24	「基盤づくり」の分野(環境・交通・農工商等)	自治会・商店街等	独自に街路灯を設置して管理	補助金の交付	道路交通課
25	「基盤づくり」の分野(環境・交通・農工商等)	清瀬市自然保護レンジャー	自然保護区域の利用者に対する助言及び啓発 自然保護区域の情報提供 自然環境の保全や育成を図るための活動	身分証明書・腕章・ブルゾン・キャップの貸与	水と緑と公園課
26	「基盤づくり」の分野(環境・交通・農工商等)	清瀬市みどりのサポーター	雑木林の維持管理活動 啓発・PR活動 みどりのサポーター活動の研修等	身分証明書の発行	水と緑と公園課
27	「しくみづくり」の分野(市民参画・行財政・シティプロモーション)	市民活動団体、ボランティア活動団体、NPO、自治会	、新型コロナウイルス感染症の拡大により生じた事業の停滞や、新たな地域課題への解決に向けた取り組み	補助金の交付	シティプロモーション課